

| | | | |
|-----|-----------------|-------|-----------|
| 名 称 | 安 全 管 理 手 順 書 | 頁 | 1/1 |
| 項 目 | 事故災害等報告連絡手順及び体制 | 制 定 日 | 2006.10.1 |
| | | 改 訂 日 | 2009.7.18 |

1. 当社における貨物運送事業に関連した事故が発生した場合の報告連絡手順及び体制を以下の通り定める。

(1) 事故が発生した場合は、惹起営業所は下記事項を品質安全管理部部長及び営業部部長に即時報告する。

① 事故の発生状況

- イ：いつ 発生日時
- ロ：だれが 社号・乗務員
- ハ：どこで 発生場所（一般・高速・構内・駐車場・交差点等）
- ニ：だれと 相手側車両や人物等
- ホ：なにを 事故形態（追突・衝突・接触等）
- ヘ：どうして 原因（出会い頭・信号無視・居眠り・酒気帯び等）
- ト：どうなった 車両・人身・積荷等の損害程度

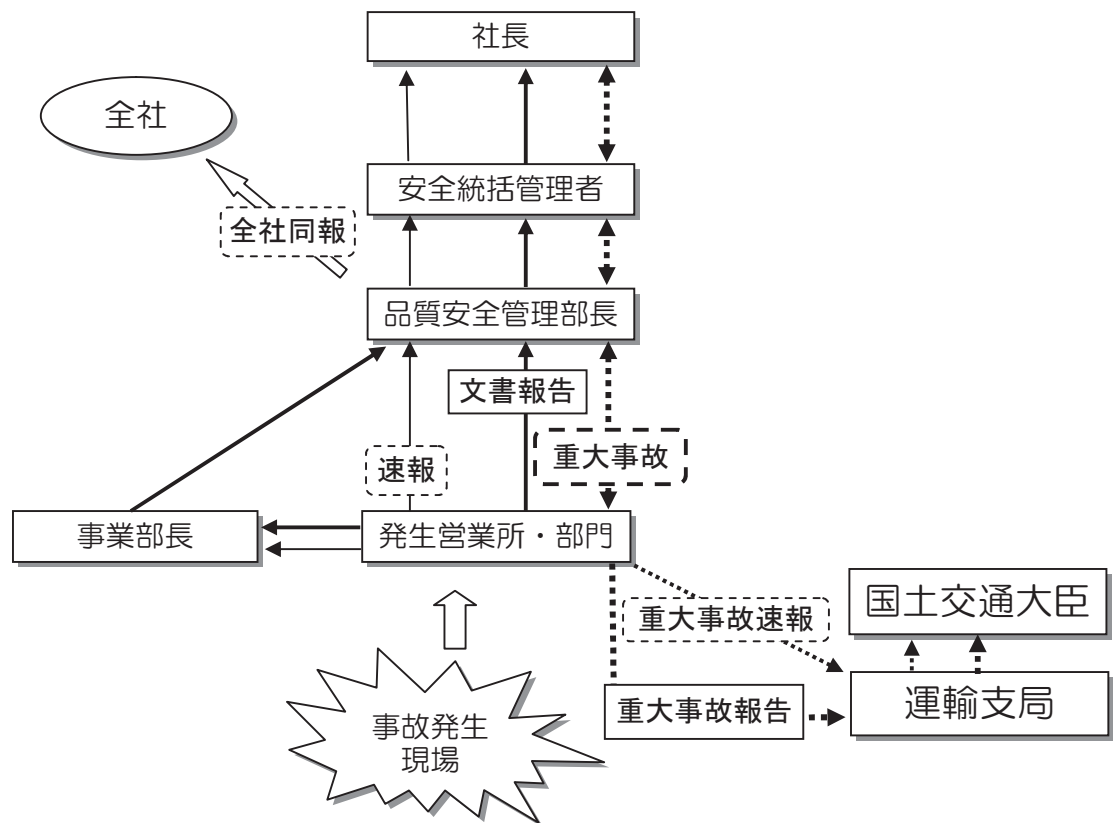
② 現場の状況図

③ 人身被害がある場合は病院名（電話番号・所在地）

④ 相手側・関係者の勤務先や自宅の住所、電話番号

⑤ 届出警察署・高速隊の扱い警察官（氏名・電話番号）

(2) 報告連絡体制は下記のとおりとする。



※重大事故を国土交通大臣・運輸支局に報告の際は品質安全管理部長に報告のこと。